公的研究費等の運営及び管理を適正に行うための基本方針

2015年3月12日 制定 2021年12月6日 改正 学長(最高管理責任者)裁定

東京女子大学(以下「本学」という。)は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日(令和3年2月1日改正)文部科学大臣 決定)に基づき、本学における公的研究費等の運営・管理を適正に行うための基本方針を以下のとおり定める。

- 1. 公的研究費等の運営・管理に関わる最高管理責任者は、不正使用の防止に関して学内外に責任を持ち、その対策を積極的に推進していくとともに、学内の管理責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を周知・公表する。
- 2. 不正使用を誘発する要因を除去できる十分な抑止機能を備えた環境・体制を構築する。
- 3. 不正使用を防止するための計画(以下「不正使用防止計画」という。)を策定し実施する。
- 4. 本基本方針は、学内の状況及び学外の環境などを踏まえて柔軟に見直しを行い、実効性を確保する。